

総務建設常任委員会

令和 7 年 6 月 1 9 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和7年6月19日（木） 午前9時30分 開会
午前11時21分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 吉村 始 |
| | 副委員長 | 柴田 三乃 |
| | 委員 | 西川 善浩 |
| | 〃 | 横井 晶行 |
| | 〃 | 谷原 一安 |
| | 〃 | 増田 順弘 |
| | 〃 | 西井 覚 |
| | 〃 | 下村 正樹 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 奥 本 佳 史 |
| | 議 員 | 川 村 優 子 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 生活安全課長 | 野 地 幸一郎 |
| 〃 補佐 | 安 川 賢 明 |
| 産業観光部長 | 植 田 和 明 |
| 農林課長 | 山 岡 邦 啓 |
| 商工観光プロモーション課長 | 増 田 智 宏 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 米 田 匡 勝
書 記 岩 永 睦 治
" 関 元 瞳

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第49号 財産の取得について

調 査 案 件（所管事項の調査）

（1）耕作放棄地に関する事項について

（2）令和7年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告について

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日まで一般質問がありまして、今日は総務建設常任委員会ということであります。この話し合ってくださいます議案数、さほど多くはないんですが、1つ1つ重要な事項でございますので、しっかりと本日も審議のほどよろしく願いを申し上げます。

では、委員外議員のご紹介いたします。川村議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知をお願いします。

では、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

それでは、議第49号、財産の取得についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

林本総務部長。

林本総務部長 改めまして、おはようございます。総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ただいま議案となりました議第49号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年1月に発生いたしました能登半島地震の教訓を踏まえ、国の経済対策を受けた新たな交付金事業を活用し、避難所の生活環境の改善を目的とした各資機材を取得しようとするものでございます。本年5月14日に一般競争入札を実施した結果、3者が応札いたしまして、大和中央製薬株式会社が落札しましたので、契約金額2,155万815円で売買契約を締結しようとするものでございまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。お手元に配付しております避難所の資機材購入一覧表をご覧ください。こちらに物品名、主要単価、個数、金額を記載しております。主な内容につきましては、テント型パーティション155、自動ラップ式トイレが34、そのトイレのユニバーサルテントが34、あと蓄電池などとなっております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

幾つか質問したいと思いますが、1つは今回一般競争入札で、金額が2,000万円以上ということで議決案件になっております。資料を今手元に会議資料としていただいているものを見ますと、物品が6種類ほど挙げてあります。つまり、6種類の物品を購入するということ

で、一括して一般競争入札、金額が金額ですので、一般競争入札に付していくということでもありますけれども、これは考え方なんですけれども、一般競争入札にすると、行政効率は、あるいは財政効率も上がると思うんですが、例えば地域の防災備品等を扱っている業者さんに、地域経済という観点から、分割発注もできたのではないかなという気もするんです。例えばここにある蓄電池のような物であれば、そういう取扱業者もおるのかなと思ったりするんですが、ここら辺の判断、どういうことで、こういうふうに6つの物を一般競争入札というふうに考えられたのか。ここをお聞きしたいと、発注の経緯ということで、そういう考え方もあるんじゃないかということで、考え方を少しお聞きしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、これ例えば、ワンタッチパーティションファミリールーム、これ155個となっています。これ、どこでどういうふうにご利用されるのかということをお聞きしたいと思います。同じようにマットとか、トイレ、簡易トイレ等、どこでどのように使おうとされているのか。それが、保管場所との関係がありまして、やっぱり使用するところの近くにあるのが私はいいと思いますので、そこら辺のお考えをお聞かせ願えたらと思います。

以上2点お願いします。

吉村委員長 野地生活安全課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目の質問の、この6種の考え方ですけれども、今回、新しい地方経済生活環境創生交付金ということで、政府からの補助金の使い方ということで、令和6年度の3月議会で上程させていただきまして、繰越しを行ったところです。そのうち今回の6種類というのは、避難所の生活環境改善に係る物の6種でございます。そのほかには防災倉庫でありましたり、小型トイレカーであったり、移動電源車というところはあるんですけれども、そこは別といたしまして、このワンタッチパーティションであったり避難所マットというのは避難したときの生活環境改善というところでひとくくりにさせてもらった6種類ということで、分けさせていただきました。

あと、保管場所ですけれども、今現在、防災倉庫のほうが市内11か所ございます。そちらのほうにある程度分散して置かしていただこうということと、あともう1個、今年度、これ今回の契約とは別に防災倉庫を2個また購入をさせていただこうと考えているところです。なので、ある程度市内に分散させて保管させていただきまして、指定避難所である体育館であったりというところの使用を考えているというところでございます。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 今回は避難所の備品ということで、セットでまとめて発注したということで、それ以外にも、これまでもトイレカーとか、別々に発注してる分はあるということでありました。これは、一般的には管財課のほうにもなるかと思うんですけれども、公共調達において、どのように発注するかいうときに、地元の業者、大きい業者はあまりいないと思うのですが、そういうところにも発注できるような単位で考えていただくこともあればと思います。それは、行政が財政上の判断もあると思いますので、少し意見として述べました。述べさせていただきます

ます。

それから、保管場所の件なんです、指定避難所でこれ使うということでありました。それなら市内11か所、ほかにもまた防災倉庫、購入2つということですけども、これはやっぱり指定避難所の近くに基本的にある、置くというふうに考えていいものなのか。それもう一回確認させてください。

吉村委員長 そうですね。今のところを再確認、お願いします。

野地課長。

野地生活安全課長 基本的には指定避難所の近くというところを考えておりますが、一部入らないところでありましたり、指定避難所の中でもいきいきセンターであったり、ゆうあいステーションというところの避難所もありますので、それは置ける部屋があれば、直接、その辺に置かせていただこうかなというところも考えているところです。

吉村委員長 では、谷原委員。

谷原委員 意見ということになります、指定避難所、体育館等、指定されているところあるんですが、やはりその近くに防災倉庫等、これから整備して、できるだけ緊急時にすぐ利用できるような体制が望ましいのかなというふうに思います。お隣の御所市さんが防災交流会ミモロということ、私も行って見ましたけれども、それはもうすばらしい備品が全部そろっているし、そこは避難所にもなるということで、なかなか葛城市はまだそういうことにはなっていませんけれども、基本的に指定避難所の近くに防災倉庫をできるだけ整備していくようにしていただけたらと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 先ほど説明いただきました6種類、品目を購入される。議決案件でもございますし、適正かどうかという審議を今、総務建設常任委員会でやっているんですけど、絵もなきや、どんなもんかもイメージとして湧かない物も中にございます。ポータブルトイレ自動ラップタイプとか、どうやって使って、機能がどうなんかなという判断をこの資料だけでできないですね、私は。もう少し丁寧な資料をいただけたらありがたいな。まず、それが1つです。

それから、前回の一般質問で、私も備品の充足度といいますか、足りる物、足りない物、いろいろご指摘もさせていただきましたけども、これ以外も非常に多くの不足している備品ございます。あると感じていますんで、優先順位これが一番、優先順位1番、2番、3番という形で取られたかというふうに思うんですけども、その辺のお考え、優先順位ここ、これを選んだ理由、お聞かせまずください。

それから、それに関連してなんですけど、市としては、防災倉庫、不足しているところ2か所ですか、充実させていくということなんですけども、地域での防災備品の倉庫というのが非常に不足しているっていいですか、ないところもある。これ、建物になりますんで、そういう手続上非常に地域ではクリアできない部分とか、いろいろあるかというふうに思うんですけども、費用負担も含めて、地域の防災倉庫の充実についてのお考え、この2点お聞か

してください。

吉村委員長 分かりました。今、増田委員の質問の中で、特にそれぞれが分かりづらいという話もありましたので、なぜ選んだのかということを説明していただくときに併せて、詳細、こういうふうな用途で使う、こういう物であるということも併せてご説明いただけたらと思います。2つ質問が出ましたので、よろしくお願いします。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。よろしくお願いいたします。

それでは、この6品目について詳細にお話をさせていただこうと思います。

まず、ワンタッチパーティションです。こちらのほうは、避難所で生活する上ではプライバシーの確保は重要だと考えております。パーティションを購入することで、隣に人がいるため、落ち着いて暮らすのが難しい避難所で、周囲からの視線を遮ることで、プライバシーを保つことができます。また、感染症対策としても、飛沫感染予防には140から150センチのパーティションが推奨されていますので、感染症対策としても有効となるため、こちらのワンタッチパーティションのファミリールームを購入するものです。

次2点目、避難所のマットですけれども、こちらのほうは先ほどのテント型パーティションの中に敷くマットでございます。厚さがこれ3センチほどありますので、パーティションとしても利用できるような物となっております。

3点目のポータブルトイレ自動ラップタイプです。自動ラップ式トイレとは、水を使わず熱圧着によって、排せつ物を1回毎にフィルムで密閉するポータブルトイレのことでございます。排せつ物の臭いや菌をフィルムの中に閉じ込めて密閉するため、お手入れが簡単で衛生的となります。17か所の指定避難所にそれぞれ2基設置することを想定いたしまして、34基の購入を考えております。

次、4点目の要配慮者対応のユニバーサルテントです。こちらは先ほどの自動ラップトイレ用に使うユニバーサルタイプのテントとなります。

次、5点目、蓄電池でございます。こちらのほうは、容量が7,200ミリアンペアアワーの蓄電池でございます。こちらは、これとは別に買わせていただきます通信衛星網スターリンクの電源で使わせていただいたり、あとトイレカーの電源に使う用の蓄電池でございます。

あと、最後6点目に、こちらのほうも蓄電池なんですけれども、容量が1,536ミリアンペアアワーのやつです。こちらのほうは、現在、いきいきセンターの相撲Wi-FiのUPSのほうに故障しておりまして、現在はコンセントに直接つないで運用をしております。この運用ですと、停電時にはWi-Fiが使えなくなることがありますので、蓄電池を購入いたしまして、非常時にも使用できるようにするために蓄電池を購入するものでございます。

考え方といたしまして、今回のこの国からの交付金が避難所の生活環境改善に使ってくださいということですので、こちらの6品目のほうを考えて購入をさせていただいたということになります。

あと、2点目の防災倉庫、地域の防災倉庫の補助ですけれども、現在はコミュニティ助成のほうで対応していくということになります。

以上です。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 今回、これから資料出せというところまではご指摘はいたしませんけども、こういった説明する折にはもう少しご丁寧な、後ろの資料ですと、非常に写真でご丁寧な写真載っています。そういった資料を、もう少し附属資料としてつけていただくことが望ましいかなというふうに思います。

それから、優先順位、数ある備品、不足している備品の中からこれを選んだというのが、生活に関連した資機材という国の指導の下にこれを選んだと、こういうふうに解釈をいたしました。ただ、市が所有している備品の中には、これ以外にもたくさん不足している、まだ補充しなければならない備品がたくさんございますので、随時、国のそういう支援、見ながら、充実を図っていただきたいと思います。

それから、倉庫は私、お願いしてんのは、間違いがあつてはいけないなと。防災倉庫って、例えばですよ、鉄製のトラックのコンテナ、そういうようなものをぽんと置いて、防災倉庫やというふうな運用の仕方をしているところも、過去には倉庫として使っておられるという間違った使い方をされているというようなこと。これ非常に建築確認等の必要もあるかというふうに思います。その辺のご指導も、地区に対して防災倉庫取扱いに関する指導等も今後していただく、また、支援もしていただくということでお願いしておきたいと思います。

もう一回質問というのではないです。そういうことで、今後よろしくお願い申し上げます。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。私は1点だけなんですけど、この契約に関してのところなんですけども、納入期限が令和8年の3月31日なんです。それ年度内ということは分かるんですけど、今日でも朝から北海道でも何か地震がありましたし、これ、建物建てるとか、ああいうのやったら年度内、年度のぎりぎりというのは分かるんですけど、備品で、今もうこれ契約して、これで議決したら、すぐに発注かけれると思うんですけど、これ、こんだけかかるもんなんかなって。もうなんせ一刻も早く、ここで議決したら予算も執行して、すぐに入れてもらえるんやったら一番それがいいじゃないですか、この3月31日まで納入期限されているということっていうたら、これで契約をされるということやけど、その辺の期限のことを聞かせていただきたいなと思います。

吉村委員長 なぜこのように期限設定したのか。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

おっしゃるように、一日でも早く入れていただきたいと思いますという思いはありますけども、今回国からの交付金の活用で、日本全国からこの防災関連の発注がかなり、今まで経験したことがないぐらい、いただいているということを聞いておりますので、あんまり短くすると、万

が入らないということも考えられましたので、少なからず年度内には入れてくださいという
ことで、3月31日のほうに設定させていただいたということです。

以上です。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 理由分かりました。これ、同じようにほかのところも出されているというところで、固ま
って物品のほうも発注されるところということですね。でも、どっちにしても、別にこの
期限まで、ぎりぎりまでとか言わず、入ったらもうすぐに一刻も早く納入していただけたら
なということを業者さんのほうにもお伝えしていただけたらと思いますんで。

吉村委員長 そうですね。速やかな納品を。分かりました。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討論を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決することに決定いたしま
した。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

この会期中の委員会で審査すべき案件につきまして、今回の委員会では、次第に記載し
ております2つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、9月定例会まで
に調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おきます。

それでは、1、耕作放棄地に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より説明願います。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長 皆さん、おはようございます。産業観光部の植田でございます。よろしくお願
いします。

耕作放棄地に関する事項についてご説明させていただきます。

耕作放棄地対策につきましては、令和7年度予算で耕作放棄地対策検討支援業務を実施し
ており、業者選定が間もなく完了する見込みでございます。現在、耕作放棄地についての進
捗状況については、この程度のご報告になるわけですが、それとは別に、令和6年度で地域

計画策定業務委託を実施しましたので、今回はその業務内容についてご説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、市町村は、各地域の将来の農業の在り方や、将来の農地を利用する目標などを定めた地域計画を策定することが求められております。令和6年度につきましては、各大字の全農家に対して、所有する農地について意向調査のアンケートを実施し、回収したアンケートを基に現況地図を作成しております。また、国や県の動向も見ながら、地域を絞って策定を進め、大字南藤井で話し合いを持ち、担い手の確保や農地の集積・集約化の計画を示した目標地図を作成し、地域計画を作成しました。作成した後も毎年見直しが必要となりまして、ほかの地域も順次計画策定を進めていく予定をしております。

それでは、詳細につきましては、別にお配りしております資料に基づき、課長のほうから説明させていただきます。

吉村委員長 山岡農林課長。

山岡農林課長 皆さん、おはようございます。農林課の山岡でございます。

それでは、私のほうからは、南藤井の地域計画について説明させていただきます。

先に資料の説明のほうをさせていただきたいと思います。資料1の地域計画でございます。こちらは計画内容を示したもので、ホームページに掲載しておるものとなっております。

続きまして、資料2、3でございます。こちらは紙の資料としてお渡ししております。資料2につきましては、現況地図ということで、こちらは南藤井地区の農地について年齢別、また、農家の方の意向別で色分けをした地図となっております。この中で斜線で示している部分は、農地のうち農振農用地となっております。

続いて、資料3の目標地図でございます。こちらが地域での協議によって示された10年後の地図で、その協議の場に参加された耕作者の方の中で、目標地図、この地図に掲載することに了承を得られた方の農地を示しておるものとなっております。

続いて、資料4の地域計画策定に向けた農地の利用意向アンケート調査というところで、こちらは、地域計画作成の基礎資料とするために、市内全ての耕作者の方に配付したアンケート調査ということになります。

続きまして、資料5でございます。こちらは、そのアンケートの結果というところになっております。

吉村委員長 資料4と資料5はタブレットに入っていますかね。

山岡農林課長 この資料4、5については、タブレットの中に入っておる資料となっております。

それでは、資料1の地域計画をご覧いただきたいと思います。計画の詳細を示したものでございます。こちらが、南藤井地区の地域計画の詳細となっております。上段から策定年月日が令和7年2月14日、目標年度につきましては令和15年度、こちらは策定から15年後の年度を目標年度ということになっております。10年後ですね、なっております。

続きまして、下の1、地域における農業の将来の在り方というところで、(1)の地域計画の区域の状況についてでございます。こちらの表になっている部分なんですけども、区域内の一番上段の農地、農用地等の面積、これについては4.98ヘクタールとなっておりますが、

この4.98ヘクタールというのは、資料3、目標地図で記した農地の合計面積というようになっております。そのうち下の4番、区域内において規模縮小などの意向のある農地面積の合計が0.45ヘクタール、その下の区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計が0.6ヘクタール、参考として区域内における75歳以上の農業者の面積の合計が2.56ヘクタール、うち、後継者不在の農業者の農地面積の合計が1.96ヘクタールというところになっておるところでございます。

次に、2番目の地域農業の現状及び課題についてです。こちらにつきまして、今後検討等の農地が0.94ヘクタールあり、今後規模を縮小したい農業者の農地が0.45ヘクタールを占める、担い手の耕作地の近隣にまとまっている部分もあるため、これらを生かした集約が望まれるというところで、この0.94ヘクタールというのは、先ほどの資料3で見ていただいた目標地図の白塗りの箇所となっております、こちらが今後検討する農地というところで目標地図の中に示したものとなっております。

次に、3の地域における将来の在り方についてでございます。こちらは、現在の個々の耕作をベースに耕作できない農地は農地中間管理機構を通じた貸借等により、担い手への集積・集約化、新たな担い手の確保を進め、できる限り農地としての維持を図る、主たる農作物である水稻を合わせて経営所得安定対策等の補助金制度を活用しつつ、野菜、果樹などの生産により労働生産性の向上を図るとしております。この農地中間管理機構というのは、農地等を貸したい方から農地等を借り受け、農地等の有効利用や、農業経営の効率化を図る担い手の方への貸付け、農地等の集約・集積を図る事業を行う機関となっております、奈良県では、なら担い手・農地サポートセンターというところがその役割を担っておるところになっております。

次に、2番目の農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標というところで、1番、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針についてでございます。こちらは、必要に応じた農地中間管理機構の活用などにより、農地の集積・集約化を図りつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で、農業を担う者により農地利用を進めるとしてしております。その下の(2)担い手に対する農用地の集積に関する目標についてでございます。地域計画でいう担い手といいますのは、いわゆる認定農業者等というところに位置づけられておりまして、南藤井地区にはいらっしゃらなかったというところで、ゼロ%というようになっておるところでございます。

次に(3)農用地の集団化に関する目標についてです。こちらは、担い手の経営意向を踏まえて団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進めるというところにしております。

次のページ、3、農業者及び区域内の関係者が、この2の目標を達成するために取るべき必要な措置というところで、1から5の項目について取組内容、活用方法等について示しております。1番は農地の集積・集団化の取組については、必要に応じて農地中間管理機構を活用し、担い手の農地集積を進める。(2)農地中間管理機構の活用方法として、農地の貸借は原則として農地中間管理機構を通じて行い、担い手の経営意向を踏まえて段階的に集約

を進める。(3) 基盤整備事業への取組として生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、簡易な基盤整備に向けて検討する。(4) 多様な経営体の確保、育成の取組ということで、後継者及び新規就農者を幅広く募る。(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組というところで、必要に応じて農作業委託を行い、農地保全や農地活用を図るとしております。その下の任意事項というところにつきましては、地域の共有課題として、有害鳥獣対策をというところでの内容を挙げられたというところでございます。

次に、4の地域内の農業を担う者一覧というところで、こちらは、その協議の場に来られた方のうち、10年後の地図への掲載について了解いただいた方について、AからJというようなところで載せさせていただいておるところでございます。これを地図に落としたものが、いわゆる資料3の目標地図というところになってくるところでございます。対象の方が10名いらっしゃいまして、ほとんどの方が現状と10年後の耕作面積が同じというようなところで回答されてるんですけども、中にはAの方につきましては、10年後、0.24から0.06の減少、また、Cの方については、これから農地を引き継いで行こうというところになるので、増加、10年後については0.6ヘクタールの増加というようなところで回答いただいたところを示しておる表となっております。

次のページめくっていただきまして、農業支援サービス事業者一覧というところで、こちらは任意事項というところで今回特に記載のほうはしておりません。6の目標地図、これが先ほどから見ていただいている1つ目標地図というところで、これも成果物というところになってくるものでございます。

あと最後に7番、基盤法22条の3、地域計画の特例の活用というところで、こちらは、地域の農地を効率的に利用を図るため、地域の同意に基づきまして、この農地の利用権、設定する際は、あらかじめ農地中間管理機構のみとして農地の集約を図るというようなところで特例があるんですが、当地区については、特に活用というところはなかったというところでございます。

1のほうは、説明は以上となります。

続きまして、アンケートのほう、説明させていただきたいと思います。資料の4と5のほう、4がアンケート調査の見本で、資料5がその結果というところで、全域の結果というところになっております。

まず、資料4のこのアンケート用紙につきましては、水田台帳から抽出した耕作者の氏名、また、耕作農地が印字されたアンケート用紙を個々にお配りし、回答をいただいております。実施方法といたしましては、農業経営化推進委員会、いわゆる支部長会の際に、水稻生産実施計画書と一緒に支部長のほうから耕作者のほうにお渡しいただいて、回収させていただいたというようなところで実施したものととなります。対象となる耕作者の方は資料5にありますよう、一番上段になるんですけども、1,785名の方の対象の中で、うち1,585名の方から回答をいただいております。回収率としては、88.8%となっております。

問い1につきましては、耕作者の年齢、経営の種類、家族の農業者従事者数というところでアンケートをいただいたものとなっております。資料5の結果の中で、50歳未満が79名、

50歳台が168名、60歳台が391名、70歳台が557名、80歳以上が321名、未回答が69名というような結果でございました。また、経営の種類につきましては、個人経営の方が1,201名、法人経営が14名、未回答が370名という回答でございます。あと、その家族の従事者数というところで個人経営の方に回答いただいた分になるんですが、本人のみでやられている方が451名、本人と1名の方が455名、本人プラス2名の方が135名、本人プラス3名の方が50名、未回答が110名というところでございました。

次に、問い2番、今後の農地規模に関する考え方というところで、規模拡大、現状維持、規模縮小というところで回答いただいたところなんですけども、規模を拡大したいと考えておられる方については25名、現状維持で考えられておられる方が1,015名、規模縮小を考えられている方が456名、未回答が89名という結果でございました。

問い3の農業経営者の有無というところでございます。いると回答された方が518名、いないと回答された方が988名、未回答の方が79名でございました。

問い4につきましては、耕作農地ごとに今後の意向を示していただいたものとなっております。ここにはその耕作者の方の地名、地番が印字されておる中で、その右の印をつけていただいたというような形で提出いただいております。対象農地が7,898筆ありまして、その中で引き続き耕作というところに印を打っていただいた筆については4,924、後継者への移譲というところで841筆、売りたいというところの回答が1,051筆、貸したいに関しては662筆、返したいが79筆、未回答については609筆というところになっております。こちらのアンケートにつきましては、支部長会の際に全地区を対象に行い、これに基づいて現況地図というところを作成いたしましたというところになっております。

以上、地域計画のそれぞれの項目、またアンケート結果について簡単にご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。まず、現況地図の作成状況について、ただいまの説明でちょっと分かりにくかったのでお聞きしたいんですが、現況地図については、アンケートに基づいて、全大字既にできているということの理解でいいのかどうか。これが1つですね。

それから、2番目は、今後、その現況地図に基づいて全ての大字で、いわゆる目標地図をつくる作業で話し合いを持っていただくということをおっしゃっていましたが、これはいわゆる集約目標を立てるということなんですか。この目標地図の作成の目的ですね。つまり、先ほどありました農地中間管理機構ですか、なら農地・担い手サポートセンターを介して、要はマッチングするために農地を集約する、そういうことのために、この目標地図をつくるということで話し合いをやっていくということなのか、そこがよく分からなかったの、もう一回お願いしたいです。

それから最後は、目標地図をつくるということ全大字でやるとすれば、そのスケジュール、どういうことになっているのか、この3点、まずお伺いしたいと思います。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。ただいまの質問でございます。

まず、1つ目のこの現況地図というのは、どれだけつくられているのかというところで、こちらにつきましては、全地区にアンケートを実施いたしまして、その中で現況地図の素案といいますか、それについては、全地区で作成させていただいているというようなところになっております。それと、この目標地図の意味合い的なところになるかと思うんですけども、ひとつ中間機構等というところも1つの手段の中で、まずはこの10年後の農地の在り方というところを協議の中で、今の現時点で示させていただいたというようなところになっておりますので、今後、この見直し等の中で、順次、その活用等で変わっていくというようなところになっていく部分があるのかと思います。

あと、この目標地図の市内での作成というところですけども、当初、全地区で作成というところまで進んでおったわけなんですけども、なかなか現実的に全ての地区を並行で進めていくのは現実的に難しいというスケジュール的なもの、それは県のほうからも通知がありまして、その中で、ひとつ南藤井地区というところで、いろいろ総合的、山麓地域で農がひとつ盛んというところであるとか、規模感というようなところも含めまして、こちらのほうで総合的にここが適切じゃないかというところでひとつ、まずは先立って策定させていただいたというようなところになっております。今後につきましては、こちら、例えば策定することによって、農地以外の利用についての制約等もあることから、これが現実的に全地区でできるのかというところは、ひとつ今後の課題とはなってくると思うんですけども、現在、山麓地域等では、やはり農というところに重点を置いた地区に関しては、今後、策定のほうを進めていけたらというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。現況地図については、アンケートに基づいて作成できているということでありました。

2番目の目標地図というところですが、これは10年後の在り方について目に見える化にして、地域の合意をつくっていく1つの材料というふうな形で、必ずしも集約を目的にしたものではないということで、分かりました。

3つ目ですけど、スケジュール的には人員の関係があるのではということでしたが、この3番目の件についてお聞きしたいんですが、要は今のお話だと、葛城市の側からこの地区ということで特定して、そこで会合も持ってもらって、目標地図を作成する作業をしていただいたというふうに聞こえたんですが、例えばこれ、ただ希望する大字があれば、例えば今年度でも、うちでもこういうことやってみたいというふうな大字があれば、それはそれで手挙げ方式みたいな形で受けていただいて、作成に入っていくということではできるんでしょうか。これについてお伺いします。

吉村委員長 その辺りお願いします。

山岡課長。

山岡農林課長 ただいまのご質問でございます。特にこちらのほうにつきましても、こういつて形式

張って進めるというようなところではなく、いろんな農業者さんとの関わりの中、また、地区との話合いの中で、ご要望があれば、我々も説明に行かせていただいたり、また、そういうことも現在しておる地区もある中で、そこは臨機応変に対応して、できるだけ策定のほうに向かうような形で進めたらというようなところで考えております。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 要望ということになろうかと思いますが、私も農業やっております。私の大字でも、大規模に農地を今やっていたいでいる村内の方は2名おられるんです。その方がもう高齢化になってきて、この方ができなくなると、もう立ちどころに多分耕作放棄地が一気に広がるんじゃないかという不安が農業者の中でもあるんですね。ぜひ、こういう地区はほかにもあるんだと思うんです。広く周知していただいて、こういう取組、10年後どうなるのか、自分たちの地域が目に見える化するだけでも、いろんなことが村の中で進んでいくと思いますので、こういう作業をやっていますよと、希望があればつくりましょうというふうな何かどっかでアナウンスしていただけたら、手を挙げて、やろうというところも出てくるかと思うますので、またご検討いただきたいと思います。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 昨日も若干これに触れましたんで、私、非常に難しい作業がこれから始まるなということで、これ国の資料、令和4年9月22日に経営政策課長から各都道府県に通知された資料の中には、令和7年3月までに各市町村において地域計画の策定が着実に進められるよう、こんな文章を流しとるんですわ。現場分からんとね。そやから、国は何を一部この法律、強化促進法を変える目的というものをちゃんと農家に伝わらんと、これってもう空論で終わっちゃうというふうに思うんです。ただ、ここに乗っとかんと損しますよというものがあるのであれば、要するに、人・農地プランみたいな、ここでこの計画を立てている地域においては、今後こういうことを国から支援していただけますよというものがあるのかどうか、これ1つね。10年先の現状の農家に対して、10年先どうするということを聞く分にはええけども、もうそれによって、この地域の農地をどうするんだという、そんなものを動かせるだけの力が、計画書1枚で発生するのかどうかというのが、私、疑問なんです。ただ、将来のことを各自考えなあかんということに関しては、すごく同感なんです。地域、ただ、この目標地図とか書いてる資料の中には、零細な農家の土地をこっちに押し込んで、大型経営、農地バンク、農地バンクの大型農家が作業しやすい土地に模様替えするんだというふうな現状を尊重されてない強引な計画みたいなものを目指してるって書いてるような気がするんですよ。だから、これ、今の農家、特に50アール以下の主たる農家、70歳以上、50アール以下の半分以上の農家はそのタイプなんですけど、そういう方に対する配慮というものをこれからどうするんだと。私は、100、ゼロ、要するに自分が作るのか、人に土地を預けんのかじゃなし、農家現場としては助けてくれる人を募るとか、相互扶助の農業というものが、例えばライスセンターみたいな、そういうふうな支援策であれば、農家は非常に喜ぶ、求めている対策かなと思

うんですけども、そうじゃない何か、国の目的がね。私は非常に、現状農家を困惑さすような、要するに先ほどございました全地区でこの計画を立てるということに対する疑念といいますか、そんないい計画ができるようには、イメージとして持ってないんですけども。

もう一つここで聞いておきたいんですけども、農地の集約ということになりますと、自作、自分の土地は、それなりに自分の判断で中間管理機構に農地バンクに預けるということは可能かと思うんですけども、小作地の場合の中間管理機構に対する預け入れということで、小作権というのが保持できんのかどうか。この辺のところ全然資料の中に出てこないんですんで、お聞きをこの際しておきます。

それと、先ほどいろいろ言いましたけども、この国が求めているこの強化促進法の一部改正によって、どうしたいねんというこの目的、いろいろ資料読んでんですけど、集約化を進めるという言葉しか私の頭には出てこないんですけど。農地の集約化を進める、さっき言わはった基盤整理、葛城市の農地を、一筆50アールの基盤整備をしていくんか。本気に葛城市の農地を。全然現状に合っていないですよ。葛城市の農業に対するね。ところが国は、そういう大型の農地の地域、大型農業地域の農家のイメージを描いて、この計画を進めようとしてるんで、私は葛城市版の目的、目標を早くつくって、農家にこんなことをしたいから、農家の皆さん、地域の計画を立てていきましようと言って、葛城市としては、地域の農家、こういうふう将来守っていく計画を立てているんだ、地域の皆さんどうですかというふうな、地元地域に合ったものを進めるべきやというふうに思うんですけど、それないんで、日本の国のこの計画に基づいて、下に下しているだけやから、私は計画立てても現状維持、分からないで終わっちゃうんじゃないかなというふうに思うんで。ただ、ここに乗っかんと損するということであれば、取りあえず乗っくと計画を立てるということもあり得るかなと思うんですけども、国の方向、目的と、それからメリット、これ乗っかるメリット、それから小作地の件、3つご答弁お願いします。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

まず、1つ目のこの地域計画を策定した1つのメリッ的なところのお話になるのかと思うんですけども、今、国から示されている中には、地域に策定した中で、補助事業等を活用する際には有利になる場合があるというところで、いろいろ事例は示されておるところなんですけども、ちょっとまだ今始まったばかりの中で、その詳細については、まだ今の現時点ではどういう形で使えるのかというようなところは、なかなかまだお答えにくい部分かなと思っております。

小作の部分についてなんですけども、こちらについては、耕作者というところで設定させていただいておりますので、農地の所有者ではなく、あくまでも小作されている方、小作の方が耕作者というところで、耕作者の考え、耕作者が要はここをどう設定するかというようなところに目標地図として示させていただいているというようなところになっておるところでございます。

あと、国のこの地域計画の考え方と葛城市とのいうところで、なかなか回答としては

難しいんですけども、ひとつ10年後、1回立てて、それが10年後にどうなっているかというところではなくて、基本的には毎年協議の場を持って、この農地というものがどうなっていくかというところを見ていくというようななっている中で、この協議の場を持って、葛城市の農地の在り方というのを、ひとつ地域で考えていただける場と、結果としては、なかなかどこまで出てくるか分からないんですけども、協議の場として持っていただくことによって、それが耕作放棄地のお話であるとか、いろんな農の中での話というようなところにつながっていく部分というのが、それがすぐに目に見えて出てくる部分になるか分からないですけども、ひとつそういう話合いが継続してできるというところで、効果があるという部分につながっていくかなというところでも考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 メリットについては、まだ詳細にはないということなんですけど、若干ここにも書いてますわ。就農支援を行う支援、基盤法5条と11条のところにあるよって。それからローンがどう、融資の、これは、今現状の、さっき言いました50アール以下の農家の保護のための策じゃないんです。受け手側、要するに中間管理機構を通じて紹介をしていただいた借手側の農家の支援策として用意をされている。私一番懸念するのは、現状の、何回も言いますが、現状の農家をどうこれから支援していったらんだということじゃなしに、もう高齢化が進んでるんで、大きな農家に任していったらどうですかという方向に行ってることに對して、現状の農家に対する心情がいかげなもんかと。私は非常に現場、現状を尊重してない国のやり方に対して、私は薄情やな。迫いやるような、目標地図を見たら。固めてこっち側で大きくするということに対して、そこに支援策があんのかなという。支援策に関しては、私、人・農地プランのときに、現実、人・農地プラン、この前の計画のところであったんですよね。ほとんど葛城市内では4団体、4地区が策定されてた。それ以外の地域は策定されてない。それ以外の地域に住んでおられる専業農家さんがいろんな支援をいただくチャンスがありながら、その地域が人・農地プランを立ててないから、そういう支援を受けられなかったという、非常に残念な思いをした経緯があるんですけど、これも同じようなことがあるのであれば、専業農家さんおられる地域に関しては、優先順位、前へ持ってきて、専業農家さんおられますんで、こういう計画を立てておいてくださいねというふうな進め方というのも、必要じゃないかな。経験から、人・農地プランの経験から、そういうことをしていく必要があんのか。

それから、もう一つの小作に関しては、私が聞きたかったのは、小作地を持っている農家が、この計画の中で中間管理機構に農地を預けるといった場合に、小作者がそういう判断というのが法的にできんのかどうか。私、そこのところ、それをやっちゃうと、小作権の放棄という形になんのかどうか、そこを聞きたかったんです。微妙なところかと思うんで。

吉村委員長 そこちょっと明確にさせていただきたいところですね。先ほど、耕作者に対するアンケートだということで、課長の答弁聞いている限りにおいては、耕作権というのは認められているのかなというふうには聞いておったんですけど、今、増田委員のおっしゃるところ、きつ

ちりと答えていただけたらと。具体的なこともありましたんで。

増田委員 昭和26年の小作権のこと。

吉村委員長 じゃ、植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

今の小作の問題、ご質問でございますけれども、恐らく農地法の3条の許可を受けた小作人さんのことやと思いますけれども、その小作人さんが農地中間管理機構に貸すということとはできないというところで、もし貸す場合は、解約を一旦して、耕作権を所有者に戻してから、その所有者の方が農地中間管理機構に貸し出すという流れになろうかと思います。

以上です。

吉村委員長 増田委員、今ので……。

増田委員 そういうことで、全然記載されてないんで、やっぱりまだ数多く3条の小作権を所有されている方おられると思うんで、ちょっと注意点として持っておくべきかなというふうに思います。

それから、私先ほどお願いしたように、葛城市としてのやっぱり将来の地域計画、将来の農業、どう進めていくんだということも含めた農家に対する協議していきましょうよと。集落のこれからの農業を考えていきましょうよと。これ、明日香村のホームページに出てた地域計画の策定に向けてのパンフなんですけども、国が作ったパンフの中に、ここでは、明日香村としては云々という考え方をちゃんとやっぱりお持ちなんです。葛城市もやっぱり葛城市としては、将来、葛城市の農業をこのように進めていきたいという、やっぱり市の思い、農業に対する思いを書き加えたものを資料としてホームページに上げ、それを農家の方にちゃんと理解をしていただきながら、そうかそうかって、各地域の思いもそこに書き加えていこうよと。こういうふうに進んでいくと思うんですけど、現状、一人一人の意見聞いて、それをさっきの資料みたいにまとめて地図に落として、ぼっこんって結果というんじゃないかな。やっぱり市主導型、市の考えというものが非常に大切にこれから将来描くときには必要になってくるかと思うんで、ちゃんと将来の、今回の耕作放棄地予算も含めて、いろいろと考えをお持ちかと思うんで、そういうものを地域計画を策定する前に立てていただくということをお願いしておきます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

西井委員。

西井委員 増田委員おっしゃったように、例えば奈良県やったら5反未満の農家が多分多いと思う。

そやから、テレビでは今年の米不足とかいうことで、鳥取の企業化した農家、100町歩ほどつくってんねけど、その中で、コスト何ぼぐらいやと。安くできるとか。そんな話が、報道も含めてあれやから、大きくしたら、大きくしてそういうふうな例えば肥料をまいたり、農薬を散布するのをドローン使うたり、そういうふうな話が、政府いうか農林省、大きいところだけのことを目につけたような意見が出ていると。実際、その中でもちょっとだけテレビ見てたら、その100町歩してる人が言うの、100町歩の地図の中でも、貸してくれはらへんとこあるから、それが非常に手間かかんねと。そやから、何で貸してくれはるか、くれはらへ

んかいうのは、これ農林省も考えやんなあかんねん。耕作権も含めてね。耕作権自身放棄して、作ってくださいという農家がまずないと。やはり耕作権自身も財産やと。そやから、百把一からげに、また大潟村とかなったら、大きな面積で、もちろん開拓したところやからね。そやから、大型農業ができるようになっていところ。それと、奈良県みたいところ。もう地域別、奈良県でも山間部と平野部でコストが変わってくるねん。そんなこと農林省考えてるのかと。はっきり言って。こないせい、こないせいって市町村に。もっと言うたら、気分こんなところ言うたら悪いか知らんけど、小泉さん、農林大臣してて、2,000万の機械、リースしたらええやんって。同じ地域で同じ住んで田植すんのに、リース屋が年に一遍、リース屋成り立たへん。そんなことも考えんと、それが政策に結びつくような話を市町村に押しつけてるねん、これははっきり言うてね。机上の話だけしか持っていかれへんと。ほんまにもっと真剣に、例えば5反未満であろうと、1町以上であろうと、先祖代々の土地やから、放したくないという、その財産というよりもやはり自分の代では、そういう考え方もあって、なかなかそんな集団的な管理機構通じて預けて、ほんで、その預けたらしまいに境界も含めて、どないされるや分からへんという不安も持ってはるわけや。もうほんまに農業政策で米なら米で、百把一からげで何ぼやと。ほんまは、耕作放置の場所ができてくるのは非常に、例えば泥田で、トラクター使うても、こんだけほど沈むようなところ、誰が作らありますねや、今の時代。そんなことを百把一からげにして国が各県及び、そんな話がありにもおかしいと。そやから、もっと農林省も含めて地元に合うた政策、少なくとも県単位で合うような、県単位でも山間部、また平野部、その2種類ぐらいつけて、そういう政策を考えてもらわんなんね。ほんで、もうそんな5反未満で合わんところやったら、やめたらええがないような考え方を持ってる可能性がある。もう農林省だけ違くて愚痴を言うて申し訳ないけど、その辺も含めて市としても、小規模農家を守るような政策も1つ考えてもらいたい。先ほども増田委員がおっしゃったように、あめとむちやないけど、あめとむちの政策でも、あめだけでももっと出すべきやと。この場所で愚痴を言うて申し訳ありませんが、そういうふうなことも非常にこれからの葛城市だけ違くて奈良県全体、奈良盆地の状況からいったら、非常にその辺、奈良県としても考えてもらいたい。先ほど申し上げましたように、鳥取で100町歩している人、何ぼやと。原価ね。その土地借ってるのに、年貢払ってんのかどうか。ほんまにね。多分、そやから、そんだけコスト安てそこそこもうかんのやったら、そういう費用も含めて民間と同じように考えてもらわなあかん。そんな話しやんで自慢話ばかり報道でいて、ほんで、その話を聞いて農林省、まとめたらええがなというふうな考え方があるんじゃないかなと。この場所で言うてもなかなか愚痴しかならへんから、この辺で置いときます。

吉村委員長 お考えはご意見ということで、地域の実情に応じたというふうなことで、人・農地プランというのは、いわゆる農地の集約化とかそんなばっかり国は言うてるけれどもというふうなご意見で。分かりました。

ほかございませんでしょうか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 私、農業のことあまりよく分からないんですけど、今回の地域計画によって、多分現状をもう一回立ち止まって見る機会にもなったのかなというふうに思ったりしているんですけど、あと将来どうなるかということを考える機会になっているのかなと思っているんですが、地域計画の策定の際には、多分、市の農林課とかも関わっていらっしゃると思うんですけども、策定後、先ほど課長おっしゃったのが、毎年協議の場を持つというふうにおっしゃっていたんですけども、それが農林課も、ずっと、10年後の目標に向かって、ずっと関わっていかれるのかどうか、関わり方を教えていただきたいと思います。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。ただいまの計画の更新の際の市の関わり方というところでございます。

一応今の時点で毎年というところに関しては、国から毎年更新していくのは望ましいというところの中で、現実地域との関わりの中で、どこまでお話しさせていただけるのかというところは、また、今後の課題にはなってくるかと思うんですけども、当然その協議の場においては、市のほうも関わりながら、やはり地元の皆さんと市とも話し合いをいたして、今後の葛城市の農というところを、その中で我々も意見を聞かせていただきながら進めたいというようなどころでは考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 多分、地域計画をつくられた地域とは深く関わって、これからいかれるのかなと思うんですけど、つくっておられないところもちろん関わられると思うんですけど、その温度差は多分あるのかなと思うんですが、その辺りもう一回聞かせていただきたいのと、あと、県がこれからグループ化、小規模農家を3名ぐらいグループを組んで協働でやっていきましようよということをこれから進めていかれるようなことをお聞きしているんですけども、そういうことをその地域計画の中で、農林課が県の、言えば、方向性ですよ、それに合わせて指導でないけど、アドバイスのことを県に合わせてやっていかれるのかどうかというのを教えてください。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 ただいまの質問でございます。

地域計画の立てられてない地域というところで、先ほどもお話しさせていただきましたように、今後も引き続き、計画を立てていただける地域が広がればいいなと思っておる中で、やはりメリット、デメリットのデメリット的なところで、やはり農地利用をしないというような観点で考えますと、なかなか地域計画を立てるのも難しいというような、例えば市街化が進んでいるような地域においては、なかなか立てることがどうなのかというふうなところの問題もある中、その辺は地域性を考えながら、我々のほうも考えて進めていければというようなどころで考えておるところでございます。

もう一つ、県からのいろんな提案というところの中で、それはもう協議の場において、例えばいろんなお話の中で、それに関わらず、いろんなご提案なりすることがありましたら、

それも1つ、話題の中で入れさせていただいて、いろんな情報共有等はしていけたらという
ようなところで考えておるところで、特にこの部分というところではなく、いろんな協議が
できたらというように考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 全地域が地域計画を立てていただけるのが理想だと思うんですけども、そうでない地
域もあると思いますので、ある意味、落ちこぼれがないように、農林課のほうもよろしくお
願いいたします。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 地域計画、具体的につくられた地域がありますので、それに基づいて少し質問します。

先ほど、増田委員の話とも関係するところなんですけれども、資料の地域計画、資料1、
その項目2のところ、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に
関する目標ということで目標を立てておられるんですね。その中に、その目標はどうなっ
ているかというと、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針として、必要に応じた農地
中間管理機構の活用などにより、農地の集約、集積・集約化を図りつつ。担い手の農作業
に支障がない範囲で、農業を行う者により農地利用を進めるというふうになっています。つ
まり、下の(2)、(3)とあります(3)の農用地の集団化についても、やはり農地中間管
理機構を通じてということで、農地中間管理機構を利用するというのが目標のメインになっ
ていると思うんです。そこでお聞きしたいんですけども、奈良県の場合は、なら担い手・農
地サポートセンターがそういうことの作業をやっておられて、橿原市にありますよね。セン
ターがね。実際に葛城市で、現在、この中間管理機構の制度を利用して、マッチングして
いる農地はどれぐらいありますか。また、マッチングしたいという希望がありながらマッ
チングできていないようなところを把握されていますか。それについてお聞きます。

それから、2番目ですけれども、目標地図についてのところに関係するのかなと思うん
ですけれども、地域計画の現況地図と目標地図を照らしますと、目標地図のほうには色塗り
がないところも結構広がっております。そういう色が塗られてないところは一体どういうこ
となのか、これはよく分からないんです。実際色を塗られたところは、今後とも10年後も耕作
をされるということだろうと思うんですけど、塗られてないところは一体どういうことにな
っているのかというのが、これだけで分かりませんので。

吉村委員長 もう一回、ご意向をお伺いすればいいんですね。

谷原委員 目標地図の色が塗られてないところの農地はどうなっていくのかという、どういうことな
のかという考え方ですね。これよく分からないのでお願いしたいんです。

それから、目標地図の色を塗られてたところは全部農振地域域のようなんですね。比べて
みますとですね。だから、その関係でこれが残っていくのか。つまり、ほかに転用すること
ができませんから、そういうことでこうなっているのか、色が塗られているところと塗られ
てないところがこの目標地図でちょっと分からないので、この2点お願いします。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。よろしくお願いします。

ただいまの農地中間管理機構の詳細なデータにつきましては、現在ご用意させていただいてないので、また後ほど整理させていただいてご報告させていただきたいと思います。

あと、この現況地図と目標地図の塗られているところ、塗られてないところというところなんですけども、まず現況地図といいますのは、基本的にこの南藤井地区に関しましては、農地の水田全域、全部を示させていただいて、かつこの意向に沿って、例えば引き続き耕作、売りたいであるとかいうところを全て示したものの、農用地も含めてになっております。この目標地図のほうに落としたのは、協議の場にまず来られた方というのが大前提になっております。その協議の場に来られた方の中で、また改めてお話を聞かせていただいた中で、その方の農地について、色分けで区分をした中で、この白地につきましては、今後検討されるというような農地であるとか、また、協議の場に来られても、地図に載せるのはひとつちょっと今回はというような方もいらっしゃるというところの中で、ひとつおっしゃられてました農用地というところで考えるというような1つの方向性というところもあったかというようなところの中で、基本的には農用地のところで計画を立てたような形で進んだというようなところになっておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 地図の色のことについては分かりました。最初のやっぱり農地中間管理機構なんですけれども、実は私も自分の土地、たくさんやっていたので、議員活動も大変だし体のことも出てくるので、1回試しに話聞いてみようと思って行ったことがあります。駄目だと言われました。なぜかという、これは担い手のマッチングですから、作る人と貸したい人のマッチングをするところだけなので、そもそも作る人がいなければ、作る人がいなければやってもらえないんですよ。作る人はどういうことを考えているかということ、やはり集約して効率のいいところを考えておられるので、今私が住んでいるところは、そういうふうにならなくて今やっている方がいないので、だからわざわざそこへ、僅かな田んぼを見に遠くから、水田というのは毎日水を見ていかなければいけない。毎日水の維持を管理するため、毎朝、毎晩行っているわけですから、遠くまで行ってぽつんと1枚の田んぼへ行ってあちこち行くわけにいけないので。やる方の方はやっぱり集約された土地を担おうとなるので、意外と中間管理機構、中間管理機構って何でも万能かなと思ったら、中身聞いてみると、これは大変なところだなと。だから、先ほど増田委員がおっしゃったように、例えば葛城市で実際、中間管理機構を受けるような実態にあるのか。なければ、こういう目標を立てても絵に描いた餅になるので、やはり葛城市の地域に応じた、明日香の例をちょっと紹介されていたけれども、地域計画の先の目標、こういうことで葛城市は行くので、どうですかみたいな、何か中間管理機構に任せでない、ほかのもうちょっと地域に沿った農業支援の在り方の中で計画を立てていただくような方向性を出していただかないと、中間管理機構だけでは、目標はちょっと厳しいのかなということ。これ意見だけ言わせていただきます。

吉村委員長 分かりました。先ほどご要望ありましたマッチングの実績ですね。これについては、追って出させていただきますようお願いをいたします。葛城市のことについて。

ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 方向性として、私、懸念するのは、昨日も若干触れましたけども、農家、これ中間管理機構に預けられます。もう農業を廃業されるという方を増やす方向性、方向になってくるであろうとですね。当然そうですよ。農業。こんでもう田んぼの世話せんでええ。イコール、地域の農業施設、道路、河川、水路、ため池、この管理、従事者、減りますよ。これ、今現状でもため池の草刈りであったり、外注したらええっちゃうなもんやけども、やっぱり地元で守るっていう考え方、お金も含めてね。そういう機能をこれ衰退さす方向に行きやしないかと。中間管理機構が責任を持って紹介した以上、いやもうそういう農道、水路、もう全て真ん中で責任持ちまっせというふうな責任は果たす、中間管理機構なんかどうなんかって、そうじゃないんです。マッチングだけの世話人、保証人的な存在。地域の資源をどう守っていくんかっていうことに対する不安もこの地域計画の中で助長するような、そういう懸念をしてるんでね。そんなことも頭に入れて進めていただきたいなと。地域の農業、農地、全てに関して、誰が守っていくねんということを念頭に入れる必要があるというふうに感じていますんで、そこんところ、市長、よろしく願いしておきます。

吉村委員長 阿古市長、お答えいただけますか。

阿古市長 いろんなご意見いただいてありがとうございます。西井委員もおっしゃったように、歯がゆいというのはまさにそこかなと、これは農政というのは国の政策でございまして、地域の政策ではございません。ですから、葛城市独自でというところは、今までからは、そこには踏み込めない、ある種の段階以上は無理だというのが現状でございまして、国の政策について、あれこれ思うことはいっぱいあると思います。ただ、大きな流れとして、今の人口構成を含めまして、少子高齢化の人口減の中では、どの産業も厳しい状況になってくるというのは事実でございまして。その中で農業ということになればさらに厳しい状況の中で、将来にわたってどのような形式を取れるのかというところで、国のいろんな施策があるのだろという理解をしております。ですから、それがこの葛城市に向くのかどうか、奈良県に向くのかどうかということは別にして、日本全体を取り上げたとしたら、それは1つの方向性ではないかと私は感じておるところでございまして。

ただ、地域によって全く変わります。農業そのものが非常に耕作しやすいエリアであったりですとか、土地が農業として適する土地であったりとか、そうでない土地、葛城市の場合は、やはり大きな大規模農業としては成立しにくいエリアに近いと私は感じております。先ほど中間管理機構のお話ありましたけども、借手がまず出ないであろうということです。ただその中で、地域計画は、その地域をまず、どういう形になっていくんだということをイメージしていただく1つの手段としては、非常に大切です。その地域をこの農業はどうなっていくんだということを地図に落として、形で具体的な形を見ていただくということが、まず第一歩なのかなという理解をしております。その中で、葛城市は今独自の道を歩もうと

というのが私の考え方でございます。葛城市のエリアに適した農地管理の在り方、例えば、これを大規模農家に適さないエリアが非常に多ございますので、その農地をどのように後世に伝えていくのか。例えば農家の方が、先ほどありましたけども、5反以下の農家の方が多い、5反以下よりもっと小さい農家の方多いと思います。そういう方々の農地をどのように保全していくのかということをして1つ頭の中に入れた次のステップに葛城市は進もうとしているというところでございます。今現在、県も通じながら農水省のほうにも働きかけておりますが、その段階になれば、もう少し詳しくお話しできるのかなと。ただ、今の地域計画自身が、この地図を落とすという作業は、次のステップの葛城市の次のステップに非常に有用な資料になります。ですので、これが、ある種その地域、地域の地域計画は、国のほうでは急ぎなさいという意見はあるんですけども、それと並行しながら、葛城市独自の道として歩める、本来今までできなかったことに葛城市は踏み込みたいなという思いで、今計画を立てようとしているところでございます。まだ、初めてやることですから、先例がございませんので、それがどのような波紋を呼ぶのか、また、それが現実としてなし得るのかというのは、これからいろいろ考察を重ねながら進めていきたいと思いますので、時間の猶予をいただきたいなと思っております。必ず農地は将来にわたって必要なものです。今の気象状況、もしくは世界の人口状況を考えますと、必ず農地がなければ、その国が成り立たない時代が来ます。それに備えた形の準備をしていきたいなと考えておるところでございます。歯がゆさはもう皆さんと同じでございますので。

以上でございます。

吉村委員長 まずは現状把握をして、そして、葛城市独自ということもきちっとやっていこうというふうなことで理解しましたけど、増田委員、よろしいですか。

市長の考えもお伺いをさせていただきました。

ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 農地の話は、いろいろと皆さんお話しされたんです。これで、ここの地図の中で現況地図の中で、南藤井やったら34条11号がかかっている、言うたら都計法との関係なんですけど、その辺というのがこのアンケートっちゅうのは、もう言うたら、そっちの例えば34条11号いうたら、住宅も建てれますよ。ほんで結構入っているところもあるんですよ。そういうことというのを聞かれているという、その中でアンケートで聞かれているというのはないんですかね。特にもう、これもうフォーマットがこのままやから。

吉村委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

基本的に今の34条の11、都計法の部分でというところで、アンケート等で取ったというようなところはないというように聞いておりまして、ひとつ全て農地というようなところでも考えた中で計画というようなところになっておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。多分、農地法というか、その観点だけで行かれてたのかなと思うんですけど、葛城市は都計法で34条11号もここも定められている区域もあったんで、その辺がどういうふうに考えられてんのかなというアンケートもあってもよかったかなと思っただけなんですけどね。そういう機会があれば、それも気になるところかなと思うんですけど。活用の仕方ということであればね。

吉村委員長 これについて、山岡課長。

山岡農林課長 山岡でございます。

ひとつ34条の11号の地区というところじゃなくて、今後の土地利用の土地活用という観点では、まだ決まってないとかいうようなところではありますので、ひとつ農地じゃないところでの活用という部分では、そこにつながっていくのかなというように思いもしるところで、その部分について、例えば今後、計画があるのであれば、地域計画の中には含めないといったような選択肢にもなっていくというようになるところになると思います。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 葛城市独自で決めてる34条の条例の地区なんで、やっぱりその辺は地域計画ですか、中にもやっぱりきっちりと落とし込んでいかんなんのかなと思いますんで。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に2、令和7年度一般会計予算に対する附帯決議、私たち附帯決議しましたが、に関する報告についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

令和7年度一般会計予算に対する附帯決議に関する報告についてでございます。

本調査案件は、令和7年度葛城市一般会計予算の5款農林商工費、3項商工費、2目観光費、広域連携事業、12節（仮称）西の山の辺の道調査等業務委託料150万円について、附帯項目が付せられており、その項目の中で広域連携をなし得るための具体的な計画について議会に提示し、報告を行うこととございますので、今回、本事業の進捗状況を総務建設常任委員会で報告させていただくものでございます。

それでは、別にお配りしております資料に基づき、課長のほうからご説明させていただきます。

吉村委員長 増田商工観光プロモーション課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料をご覧くださいませでしょうか。（仮称）西の山の辺の道事業に

つきましては、香芝市、御所市、五條市との4市での広域連携を想定しておりましたが、各市それぞれ事情があるということでございますので、まずは御所市との連携を目指していきたいと考えております。

現在の進捗状況でございます。こちらにつきましては、4月に御所市の担当者と広域連携に向けた打合せを行わせていただきました。また、5月には、市長とともに御所市のほうに行かせていただきまして、御所市長や担当者との打合せのほうを行っております。内容につきましては、双方にメリットがあるであつたり、御所市は既存の葛城の道を発展させる方向で考えていきたい、接点だけがちょっと問題かなど。地元の方に歩いてもらって、シビックプライドにつなげたいなど、広域連携に向けまして、前向きな内容のほうのご意見をいただいております。

今後の予定でございますが、6月の下旬から両市の担当者によりまして、現地のほう確認のほうを一緒に歩いて行っていきたいなということを考えております。また、6月の24日には、5月12日に公告を行っております（仮称）西の山の辺の道調査等業務委託の公募型プロポーザルの2次審査を行う予定となっております。順調にいきましたら7月上旬ぐらいには契約のほうをして、その後、業務に取りかかっているのではないかとこのころで考えております。

非常に簡単ではございますが、報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 これ附帯で、3月の定例会の際、附帯で、この委員会からさせて……。

吉村委員長 そうです。この委員会です。まず、今の計画に、議会に提示して報告願うことにつきましては、本定例会でということ。

西川委員 そうですね。この本定例委員会で附帯をさせていただいたことやと思うんです。

吉村委員長 前回の予算のときにね。

西川委員 予算特別委員会ですね。予算特別委員会のほうで附帯をさせていただいたんですけども、早速、こういう形で動いていただいて、ほんで報告をいただいておりますので、まずは感謝させていただきたいなと思います。ありがとうございます。御所市との内容というのも、今、課長のほうからありましたように、向こうのほうも前向きな回答をいただいておりますということも聞かせていただきました。道に関しましては、やはりそれはもう最初から分かっていたことで、やっぱり独自で向こうも道をつくられておるし、考えられておるし、葛城市は葛城市でこれから、今、道の策定というところに入られるというところもありますので、接点については特に、僕はこだわる必要はないのかなと思っています。その部分につきましてはね。ただ、観光をシェアしていく、やっぱり葛城市に行ったら御所市に行ってもらい、御所市に来られたら葛城市に来てもらいというような、何か仕組みづくり、仕掛けづくりというのは考えていっていただきたいなと思います。できれば、そういう協議会も見据えて、動いていっていただきたいなというところもありますし、行く行くは、この山麓線というの

もありますんで、協議会の中で、もし香芝も五條も乗っていつていただいたら、例えばバスを観光バスを走らすとかね。そういうのも考えていったらいいのかなと思うし、今は例えば、何か寺社仏閣を巡る、御所と葛城の寺社仏閣を巡るような何かシェアをできるようなことも考えられたらええと思うんですけど、何かその辺の仕掛けとか仕組みというのを、今、答えられる範囲で何か考えられていることがあればちょっと、こんなん思ってますよぐらいでいいと思うんですけど、答えられる範囲で1回、それは御所とのすり合わせも必要やと思うんですけど、葛城市としてどういうふうに考えられているかというところをお聞かせ願えたらなと思います。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの委員のご質問でございますが、今回のプロポーザルの中に仕様書といたしまして、独自提案といたしまして、今まさにおっしゃっておられたような市内の観光施設等とのリンクにつながるような提案とか、そういったものが、業者のほうから提案が出てくればいいなという思いもありつつ、御所市の担当者との中では、やっぱりあくまでもエリアの活性化ということを目指しながらも、ウォーキング的なものであったり、あとはスタンプラリー、こういったものも使いながら、地元の方々であったり、市外の方々に対して周知していったり、定着化していきたいなというところの思いは持っております。

以上です。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 まさにおっしゃっているような意見も出てきております。ただ、これはこれからのすり合わせやと思っておりますので、課長のほうは葛城市のほうのエリアについて、多分答弁することしかできなかったんやろと思うんですけども、こちらのほうは、また回重ねて、すり合わせの中で、いろんな施策が出てくるものやと、夢の広がる事業やというのはお互い認識を持っておりますので、接点のほうも実はほぼ決まっております。うちのほうは、笛吹神社、向こうのほうは小林のところにお寺があるそうでございますので、もうその距離というたら、もう100、200メートルぐらいの距離です。もう接点も決まっておりますので。ですから、ただ、エリアとしての整備の仕方であるとかいうのは、やはりその市が責任を持ってやるということになりますので、協働な作業の中で、さっきちらっと言ったスタンプラリーのやり方もあるでしょうし、最終的にはおっしゃるように山麓線にハイキングの方を輸送できるようなものが確保できたら一番いいのかなという思いがありますけども、これはこれからの話でございますので、回を追っていろいろと詰めていきたいと思っております。

吉村委員長 相手さんがいらっしゃることですので、丁寧にやっていかれるということで。

西川委員。

西川委員 市長からもご答弁いただきまして、ほんで、僕もこれずっといろいろと最初の一番当初からの予算からも、看板の話からとか、いろいろと結構苦言をさせていただいたところなんですけど、僕はこれ、本当にいい話やなと思って、前向きに進めれるためにももちろんさせていただいてたというところでございますので、これ、御所と今やれるというのはなかなかほんま

画期的なことなんかなと思いますし、これをやっぱり横のつながり、横の観光のシェアというところで、やっぱり葛城市もこれもう自分らのところばかり、自分らのところばかりやってても、多分観光というのは奈良県全体、おっしゃるようにそんな法隆寺とか東大寺とかに負けますんで、やっぱりその辺は横のつながりで連携を取ってしていったほうがやっぱりええと思いますんで、その辺も期待してますんで、よろしく願いいたします。

吉村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 具体的に西の山の辺の道の現地確認、両担当がね。要するに具体的な点が、お互いにここここを結ぶというふうなところまで来てんのかなというふうに思うんです。これ、いずれにしても歴史的な背景もあって、しかしながら、その点、両者の点、御所が言うてる現地の点と葛城市の点とが、何をもってそうつながるんやということ。それ非常に難しい。一方、最近テレビでよく報道されるんですけども、役行者が、これはもうそみtainなほんまみたいな話やねんけど、岩橋山、何で岩橋山やねん。山に橋を架けたと。吉野まで橋を架けたとかいうストーリーが今も残ってると。役行者の言い伝えが。そういうものもあるんですよ。そういうものを無視っちゃ失礼ですけども、そういう歴史的な物語もこの街道、沿線にはありますよというようなことも、私、このエリアの観光振興としては持っておくべきとちゃうかなというふうに思うんです。今言った岩橋山のいわれについては、御所の何とかいうお寺、吉祥寺じゃないですね、山麓線にある、あそこに役行者がどうかこうとか。もうほぼほぼ、今言ってる西の山の辺の道周辺にある逸話、逸話じゃないですか、どこまで嘘かもわからへん。そういうストーリーというものを持ってるんで、やはりそういうものも合わせた観光振興につなげていく必要があんのかな。先ほどの現地の確認をしていただいたここここを結ぶのが山の辺の道というふうなことにこだわらず、葛城地域、御所、葛城市の歴史をこういう機会にしっかりと多くの方に伝わるような、そういうストーリーにしていたらありがたいなというふうに、加えてお願い申し上げます。

吉村委員長 ご意見ということで、分かりました。

ほかにございませんでしょうか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 私も意見というか、要望というかなんですけど、葛城古道沿いにお店持ってらっしゃる方からいろいろお話聞いたことがあって、道って、いっぱい来るけど、お金落とさないというふうに聞いているんです。そこのやっぱり地域経済循環をやっぱりお金回していただきたいという観点からも、もちろん葛城山麓沿いに道ができる、道というか、道ができると思うんですけども、あっこ市街化調整区域で、なかなかお店をオープンするのも大変だと思うんですが、その辺りをやっぱり市も協力して、できるのかどうか分かりませんが、その辺も、お店、その辺にオープンしたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ協力して、その辺りの地域の活性化、本当の活性化、人だけじゃなくってお金も落としていただけるような仕組みづくりをしっかりと考えていっていただきたいと思います。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

今回の委員会が、特に農業ということ、これは本当に今、社会問題となって、改めて食ということについて世間をにぎわしておりますが、先ほど市長も決意を述べられましたけれども、やはり葛城市の実情に応じた農業振興というのをしっかりやっていくということで、しっかりと皆さんご意見いただきまして、審議いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時21分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始